介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び 指定介護予防サービス事業者に対する行政処分について

令和2年3月13日 旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者である株式会社華企画に対し、介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第6号の規定に基づく行政処分を令和2年3月13日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法 人 名: 株式会社 華企画

代表者名: 代表取締役 松田 睦子

所 在 地: 旭川市豊岡13条6丁目6番10号

(2) 事業所

事業所名: 介護付有料老人ホーム フラワー所在地: 旭川市豊岡13条6丁目6番10号

サービス種類: 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護事業

指定年月日: (特定施設入居者生活介護事業)平成28年4月1日

(介護予防特定施設入居者生活介護事業) 平成28年4月1日

3 処分内容

・指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止 (令和2年4月1日から令和2年6月30日までの3か月間,新規利用者の 受入停止及び報酬の上限を7割とする。)

サービス種類: 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 根拠法令: 介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第6号

4 処分の原因となる事実

平成30年6月から平成30年10月まで、看護職員及び介護職員の必要な人員配置数を満たしていないにもかかわらず、平成30年8月から平成30年11月までの期間、人員基準欠如の減算を適用せず、介護報酬を不正に請求した。

不正請求額4,185,400円(試算額)